

(様式 1－3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	7	事業名	大戸浜富倉線道路整備事業	事業番号	D－1－4
交付団体		新地町	事業実施主体（直接/間接）	新地町	
総交付対象事業費		1,334,900 (千円)	全体事業費	1,334,900 (千円)	
事業概要					
漁港を中心として水産・観光等の施設の整備を進める大戸浜地区は、防災集団移転促進事業の移転先住宅地の 1 つでもあるため、大戸浜地区から町の西側の市街地へ、津波等の災害発生時に避難するための東西方向の道路整備を図る。このうち、JR 常磐線との交差部については、円滑な避難のため陸橋の整備を図る。 延長約 1,022m、W=5.5 (9.25) m 「(第一次) 新地町復興計画」においては、10 ページ「(1) 安全・安心なまちづくり、①災害に備えるまちづくり」において、「避難路としての東西道路の整備、踏切の立体化等により町の安全性を高める」と位置づけている。					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 測量及び実施設計、橋梁予備設計。					
<平成 25 年度> 橋梁詳細設計、用地買収、道路改良工事。					
<平成 26 年度～平成 27 年度> 道路舗装工、橋梁下部工、橋梁上部工					
東日本大震災の被害との関係					
沿岸部において津波により全壊した大戸浜集落は災害危険区域に指定 (H23.12.27 告示) したものの、漁港及び水産関連機能は再整備を進めることに加え、新たに防災緑地公園なども整備を図ることから、就業者や施設利用者が緊急時に西側の市街地へと円滑に避難できる道路の整備を進める必要がある。 また町内では、東日本大震災の津波からの避難時に JR 踏切で足止めされたことによる犠牲者もあったことから、避難路における踏切の解消は必要不可欠の課題となっている。					
関連する災害復旧事業の概要					
釣師浜漁港や海岸の防潮堤、地区北側を流れる濁川の堤防において災害復旧事業が進められている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	34	事業名	雁小屋北側接続道路整備事業(市街地相互の接続道路)	事業番号	D-1-7
交付団体	新地町		事業実施主体(直接/間接)	新地町(直接)	
総交付対象事業費	132,850(千円)		全体事業費	132,850(千円)	
事業概要					
<p>防災集団移転促進事業による移転先地区の 1 つである雁小屋団地と県道赤芝中島線とを接続する道路であり、新地町中心部や国道 6 号との連絡を図るものである。現況は、圃場整備により整備された未舗装の農道であり、防災集団移転整備事業に伴い拡幅工事と町道認定を行うものである。</p> <p>当団地には南側からのアクセスも考えられるが、新地高校や被災高齢者共同住宅が立地するため、当路線の整備により南側の地区における通過交通の発生を極力少なくすることが必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・延長 : L=0.2km、W=5.5 (7.0) m <p>「第一次 新地町復興計画」の 22 ページ 「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照。</p>					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 調査、測量・道路設計・橋梁概略設計。					
<平成 25、26 年度> 橋梁詳細設計、用地買収・物件補償、道路改良工事					
<平成 27 年度> 道路改良工事、橋梁下部工、橋梁上部工。					
東日本大震災の被害との関係					
<p>沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定(H23.12.27 告示)したため、移転先住宅地を概ね標高 10m 以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団転移に対応する住宅地の造成を図る。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
なし。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	46	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業） 「農業経営高度化支援事業」	事業番号	C-1-2
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接）	
総交付対象事業費		11,807（千円）	全体事業費	24,060（千円）	

事業概要

津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。このため、区画整理等の基盤整備（ハード事業）を行うとともに、農業経営高度化支援事業（指導事業、調査・調整事業、高度経営体集積促進事業）のソフト事業を併せ行うものである。

指導事業：土地利用調整及び農用地の利用集積を地元組織に対し啓発、普及・指導活動を行う事業。

調査・調整事業：農地の集積を図るため、土地利用調整や農地流動化の要望調査と農業者間や関係機関との調整活動を行う事業。

高度経営体集積促進事業：農地の集積先である高度経営体の育成や農地の集積促進を行う事業。

なお、ハード事業は農用地災害復旧関連区画整理事業 作田前地区 受益面積 A=26.9ha にて実施。

【福島県復興計画】

③新たな時代をリードする産業の創出

④産業の再生・発展に向けた基盤づくり

農業の持続的発展と農家が意欲とやりがいを持って営農できる環境を整えていくため、農用地の利用集積と一体となった農地整備事業をはじめとした農業農村整備事業を推進する。

当面の事業概要

<平成 24 年度>

指導事業：地元組織への普及活動

調査・調整事業：関係農家への意向調査を実施し、農業生産の面的集積及び土地利用調整を図る。

高度経営体集積促進事業：高度経営体の経営支援として土地改良事業負担金の償還を行う。

<平成 25 年度>

指導事業：地元組織への普及活動

調査・調整事業：関係農家への意向調査を実施し、農業生産の面的集積及び土地利用調整を図る。

高度経営体集積促進事業：高度経営体の経営支援として土地改良事業負担金の償還を行う。

<平成 26 年度～平成 29 年度>

指導事業：地元組織への普及活動

調査・調整事業：農地集積委員会の開催等の土地利用指導活動及び先進地研修等を実施し、農業生産の面的集積及び土地利用調整を図る。

高度経営体集積促進事業：高度経営体の経営支援として土地改良事業負担金の償還を行う。

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災の津波により、本町の農地 980ha の 40%にあたる本町沿岸部の約 420ha が浸水し、甚大な被害が発生した。

地域農業の復興を図る上で、大規模経営など効率的営農を図る必要があることから、新たな土地利用計画に基づくほ場整備とともに高度経営体への農地の利用集積に向けた促進支援を行う。

関連する災害復旧事業の概要

農地・農業用施設・関連施設について災害査定実施済み。（受益面積（農地）25.4ha、査定額 282,724 千円）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成27年2月時点

※本様式は1－2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	47	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (漁港環境整備事業)	事業番号	C-1-3
交付団体		福島県	事業実施主体(直接/間接)	福島県	
総交付対象事業費		201,000(千円)	全体事業費	201,000(千円)	
事業概要					
東日本大震災の津波により、釣師浜漁港においては岸壁や防波堤等の漁港施設とともに、漁港区域内にある漁業関係者の憩いの場所として利用されていた緑地等の環境施設も甚大な被害を被った。特に、釣師浜漁港では今回の地震により H=60 cm の沈下が発生しており、漁港施設全体を嵩上げ復旧する必要がある。同様に環境施設においても周辺より低いままの利用では浸水による被害が懸念されることから、施設の復旧が必要不可欠であり、漁業関係者をはじめとする利用者はその実施を強く求めている。一刻も早い漁港環境施設の復旧とともに安全な賑わいの場の創出により、被災からの復興及び振興に寄与するものである。					
【釣師浜漁港 漁港環境施設・改修(緑地・便所・休憩所等) N=1式】					
当面の事業概要					
<平成25～26年度> 測量・調査・設計(広場、便所、照明、植栽、その他施設測量設計)					
<平成27年度> 本工事(広場、照明、便所、植栽、その他施設工事)					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災での地震・津波により、前面の岸壁や防波堤の漁港施設はもとより、周辺の緑地や便所等の漁港環境施設においても甚大な被害を被った。					
関連する災害復旧事業の概要					
① 前面の岸壁・防波堤等の漁港施設及び背後の防潮堤の漁港海岸施設：漁港災害復旧工事(県施工) ② 水産業共同利用施設：水産業共同利用施設復興整備事業(町施工)					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

新地町復興交付金事業計画　復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	62	事業名	常磐線特定環境影響評価（事後調査）	事業番号	◆D-17-3-1
交付団体		新地町	事業実施主体（直接/間接）	新地町（直接）	
総交付対象事業費		36,020（千円）	全体事業費	49,000（千円）	
事業概要					
当町における復興まちづくりと合わせ、被災した JR 常磐線を移設整備することとしており、平成 25 年 3 月に開催した復興整備協議会を経て都市計画決定を行った後、移設工事の前提条件として必要となる特定環境影響評価（事後調査）を実施した。これを受け、翌 26 年 5 月に本格着工しているが、工事中についても経過を確認する必要があることから、引き続き調査を行うものである。 なお、当調査は JR 常磐線が接続している宮城県山元町及び亘理町と連携し、両町内の区間と並行実施するものである。					
調査対象面積（町内部分）：111.0ha					
（「（第一次）新地町復興計画」の 17 ページ「(3) 住宅・暮らしの復興」①社会経済基盤の復興（JR 常磐線及び新地駅の復旧、復興）、さらに 32、33 ページ「(4) 新地駅まちなか形成事業」②土地区画整理事業の見直し、実施を参照）					
当面の事業概要					
<平成 27 年度> 騒音・振動調査、地下水位調査、動物・植物調査、予測評価、検討委員会、環境影響評価手続き（工事中調査報告書）等					
東日本大震災の被害との関係					
JR 常磐線は、東日本大震災の津波により新地町内区間の約半分で線路が流失して新地駅も全壊し、現在も代行バスによる運行となっている。このため、町内の北側区間を内陸側に移設整備し新地駅も移転整備となることから、新地駅周辺の中島地区の住宅等と合わせて「被災市街地土地区画整理事業」として新たな市街地を整備することとなっている。また、区画整理区域より北側の区間についても移設整備となる。					
関連する災害復旧事業の概要					
(なし)					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
D-17-3
事業名
新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業
交付団体
新地町
基幹事業との関連性
東日本大震災の津波により被災した JR 常磐線の内陸側への移設整備にあたり、新地駅も被災・全壊したことから周辺地区 23.7ha とともに「被災市街地復興土地区画整理事業」として連携整備中となっている。このため、同線の移設整備に必要となる当調査を効果促進事業として実施する。

(様式 1－3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	63	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (復興基盤総合整備事業)	事業番号	C－1－4
交付団体		新地町	事業実施主体(直接/間接)	新地町(直接)	
総交付対象事業費		496,000(千円)	全体事業費	496,000(千円)	
事業概要					
JR 駒ヶ嶺駅付近に位置する農地において、駒ヶ嶺地区実施計画一式で現地状況を調査した結果、地盤沈下に伴い用排水路の流下能力が低下していることから、排水路の拡幅及び用水路の整備及び安全施設(フェンス)を含め総合的に整備し当地区の復旧復興を促進する。					
○農業生産基盤整備 ・農業用排水施設整備(用水路工 L=6,556m、排水路工 L=993m)					
○集落生活環境施設整備 ・集落防災安全施設整備(防護柵工 L=1,500m)					
「第一次 新地町復興計画」の 13 ページ「(2) 仕事の復興①農業の復興」にて、「排水機場の復旧及び排水路の整備を計画的に行い、農業経営再開に向けた支援に取り組みます」と記述。					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 水路詳細設計・用地測量					
<平成 26 年度> JR 横断・町道横断箇所の設計及びボーリング調査、用地買収、一部工事に着手。					
<平成 27 年度> 工事実施					
東日本大震災の被害との関係					
JR 駒ヶ嶺駅付近の水田においては、津波による被害や地盤沈下が生じている。駒ヶ嶺地区幹線排水路は地盤沈下に伴う流下能力の低下により津波被害の解消までにかなりの日数を要した。また、農地も地盤沈下により排水不良を生じており用排水路の沈下による流下能力の低下を解消し地区の湛水を防止するため、排水路の拡幅整備を進め、別途実施される排水機場の復旧と合わせて排水能力の向上を図る必要がある。					
一方、駒ヶ嶺地区幹線排水路と交差する JR 常磐線については当地区以北で受けた甚大な津波被害のため移設整備の方向だが、数年後の開通となる見通しのため、当事業を JR 運休期間に実施すれば、工期の短縮と事業費の抑制が可能となる。					
関連する災害復旧事業の概要					
駒ヶ嶺地区幹線排水路の下流部で、地蔵川や立田川との合流部に位置する駒ヶ嶺排水機場において災害復旧事業が進められている。周辺農地については、「除塩対策工事地区」と「農地復旧工事地区」に位置づけられ、復旧を図っているが、排水路の流下能力の向上は災害復旧工事の対象とはなっていない。					

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	65	事業名	漁業集落防災機能強化事業	事業番号	C-5-2
交付団体	新地町		事業実施主体（直接/間接）	新地町（直接）	
総交付対象事業費	35,600（千円）		全体事業費	276,600（千円）	
事業概要					
<p>東日本大震災により壊滅的な被害を受けた本町の主要な産業である水産業及び漁業集落の、円滑かつ迅速な復興を図るため、釣師浜漁港南側の大戸浜集落において、安全・安心さらに快適で災害に強い街づくりを目指し、生活・生産基盤を整備する。</p> <p>漁業、水産業従事者の津波対策として、漁港から背後高台へ 5 分程度で避難できる避難路の整備や生活道路と街路灯（防犯灯）の整備を一体的に行い、再度の津波に対して人命を守る事を目標とした防災対策と生活環境・基盤の整備を図る。さらに防災集団移転促進事業により取得した用地に漁具干場及び作業場として用地造成と防塵舗装を行い生産基盤の整備を図る。なお、対象地区は災害危険区域に指定済であり、用地取得は、別途進めている防災集団移転促進事業により既に実施中である。</p> <p>新地町復興計画〔1 主要施策－(2)仕事の復興－②水産業の復興〕P14 参照</p> <p>新地町復興計画〔2 重点事業－(3)海のあるまち再生事業〕P28 参照</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 27 年度></p> <p>測量設計を行い、防犯灯工事に着手する。</p> <p><平成 26 年度></p> <p>漁具干場兼作業場造成工事、道路工事、防犯灯工事、排水路及びポンプ工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災により、本町沿岸部において 900ha を超える面積が津波により被害を受け、町沿岸部にある釣師浜漁港でも、ほとんどの施設が流失、全壊の被害を受けている。</p> <p>沿岸部に住んでいた多くの漁業者や水産加工業者は、自宅を津波で流され、船や漁具、漁具を収める倉庫なども失っており、将来の見通しが立っていない状況にある。さらに追い打ちをかけるように、原発事故によって漁業再開の見通しも立っていないため、離職を考える人も少なくない。</p> <p>町の主要な産業である水産業がこのままでは立ち直ることもできないことが危惧されることから、町が漁業集落防災機能強化事業を実施し、いち早い水産業の再開に向け支援を図る。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>災害復旧事業により、釣師浜漁港の岸壁や防波堤の復旧が進められており、平成 27 年度までに完了予定となっている。集落内を経由する主要地方道相馬亘理線においても復興交付金事業による整備が進められており、県道整備に合わせ整備を進める。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					